解決ノ機運ニ至ラズ引續キ折衝中ナリ

三、警察取締

前報(労秘第二〇四〇五號)ノ如ク七月二十二日本争議應援演説會中デモヲ敢行セル主謀者胡迫外六名中左記五名ハ頭書ノ通拘留処分ニ付セリ

記

拘留十五日	争議団員	木山数太
〃	〃	琴□興柱
〃	〃	西原幸作
〃	〃	原志造
〃	〃	車瀅輸

状況前叙ノ通争議団員ハ右所ニ会集セルニ因リ之カ動静警戒中ナリ

右及申(通)報候也

別記(一)

一寸御知らせ、

富田と言ふ人を御存じでせう、建築金物商會に使はれてゐる労働者いぢめの悪仲間です。彼は五十才の子供はなくりとおして侮辱してゐます、

それに私共はくせの悪い奴で女事務員に何回も暴行を働いたかわからない奴で[illegible]

[illegible]の事務員でも隨分争議中[illegible]を[illegible]の恥知らずの[illegible]を[illegible]て置く事は出来ません

私は争議團を[illegible]なせる為あれ[illegible]

富田の[illegible]を[illegible]奴を[illegible]の[illegible]にさらしてやらう[illegible]

こうしあのなくしかし決して直隊には御迷惑をかけようとは思ひません

その時には御知らせ致しますからいさとく言ふ場合の御用意をお願ひします。

別記四、

再び檄す

弾圧に次ぐ弾圧の重囲に屈せず

闘ふ建築金物の兄弟を勝せろ

党員諸君!第一闘建築金物商会百五十の兄弟は弾圧に次ぐ弾圧にもかゝわらず益々勇気百倍して最后の勝利を目指して悪戦苦闘してゐる。資本家鈴木の野郎は官犬と手足[illegible]に之を用いて争議團のブッツブシをたくらみ數回に亘る争議團本部の解散[illegible]團に口へてゐる。

一九三〇年七月二十一日
労農党東京府支部聯合會